

「労務費見積り尊重宣言」

建設技能労働者の賃金の更なる引上げに向けて

平成 30 年 9 月 18 日制定

令和 8 年 2 月 20 日改定

一般社団法人日本建設業連合会

将来の担い手確保を見据えた建設技能労働者の処遇改善は建設業界全体にとって最大の課題であり、処遇の中でも特に重要な賃金の原資となる労務費については、かねてから官民で改善に向けた取り組みが行われてきた。

国による公共工事設計労務単価の 12 年連続引上げや、歴代の内閣総理大臣、国土交通大臣からの賃上げ要請に応える形で、当会及びその会員企業が、「労務賃金改善等推進要綱」（平成 25 年 7 月決定）等に基づき取り組みを推進してきた結果、建設技能労働者の賃金は、令和 6 年時点で年間 443 万円まで上昇した（※1）。

（※1）国土交通省による推計値

しかしながら、当会が「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」（平成 26 年 4 月決定）で示した「全産業労働者平均（年間 527 万円（※2）・令和 6 年時点）」という目標は、依然達成されておらず更なる引上げが必要である。

（※2）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による年間賃金総支給額

そのような中、令和 7 年 12 月に全面施行された改正建設業法に基づき、国土交通省中央建設業審議会において「労務費に関する基準」が勧告されたが、受注者は個々の請負契約ごとに適正な労務費を内訳明示すること、注文者はその内容を考慮・尊重することが必要とされている。

「労務費に関する基準」の実効性を確保し、建設技能労働者の賃金が全産業労働者平均という目標の達成に向けて持続的に向上するためには、専門工事業者による賃金の引上げとともに、専門工事業者が元請業者に対して適正な労務費を内訳明示にした見積りを提出し、元請業者や発注者がそれに応じて適正に支払うという、サプライチェーン全体での価格転嫁を確実に行える環境を実現することが必要である。

当会においても、令和 7 年 7 月に公表した「建設業の長期ビジョン 2.0」において、賃金の持続的向上の必要性、とりわけ、労務費の確保・行き渡りや適切な価格転嫁の徹底の必要性を挙げている。

当会は、建設技能労働者の処遇改善のため、専門工事業者による技能や経験に見合った賃金の引上げに必要な原資たる労務費を適正に支払うことで、元請業者としての責務を全うするため、ここに「労務費見積り尊重宣言」を行う。

「労務費見積り尊重宣言」

日建連会員企業は、建設技能労働者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次協力会社へ見積り依頼に際して、「労務費に関する基準」を踏まえた適正な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認したうえでこれを尊重する。

当会においては、以上の宣言に基づき、次のとおり取り組むものとする。

1. 会員企業の代表的な具体的取り組み内容、方法等を会員各社に紹介する。
2. 会員各社による「労務費見積り尊重宣言」の取り組み状況について、毎年、フォローアップの上、結果を公表（※3）し、取り組みの徹底を図る。
3. 発注者に対して適正な労務費の見積りの尊重を要請する。

（※3）社名等個社が特定可能な情報は非公表とする

以上